

困 子ども課幼児教育保育係（☎内線1162）
 困 住民福祉課福祉子ども係（☎内線2154）

令和4年4月からの新入園児を募集します

保育園や認定子ども園などの利用に

は、保育の必要性や利用施設に応じた認定申請が必要です。

認定には3種類あります。あなたの認定区分をチャート図で確認しましょう。

保育を必要とする事由

保護者が次のいずれかの事由に該当し、家庭での保育ができない場合、チャート図の「保育を必要とする事由」に該当しますか?の部分がい」となります。

① 就労(月64時間以上の就労が必要)

⑦ 就学

② 妊娠・出産

③ 保護者の疾病・障害

④ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護

⑤ 災害復旧

⑥ 求職活動

⑧ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められる

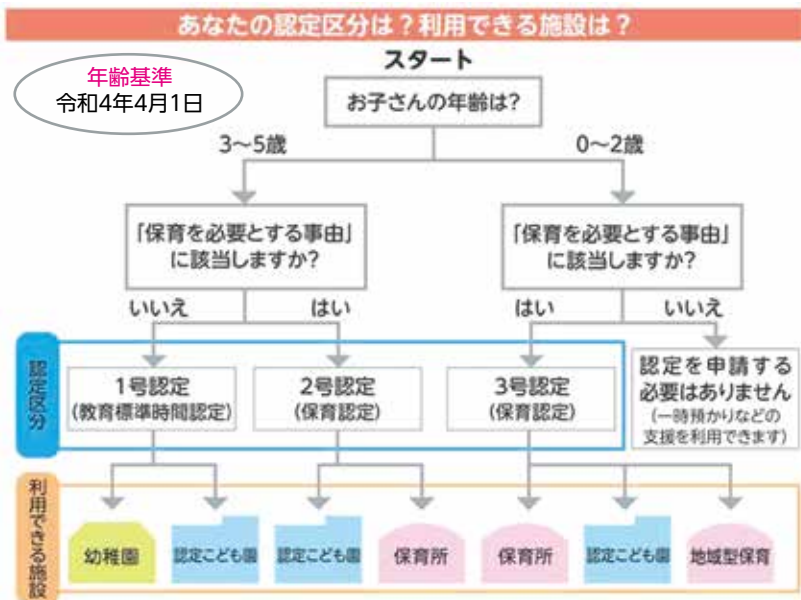
⑨ その他

⑩ 保育を必要とする事由に該当しない場合は、チャート図の「保育を必要とする事由」に該当しますか?の部分がい」となります。

⑪ 認定区分が「1号認定(教育標準時間認定)」の場合は、幼稚園、認定こども園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用できる施設があります。

⑫ 認定区分が「2号認定(保育認定)」の場合は、認定こども園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用できる施設があります。

⑬ 認定区分が「3号認定(保育認定)」の場合は、認定こども園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用できる施設があります。



申込期間 9月16日(木)～30日(木)

申込期間内に申込書類を第一希望の園に提出してください(先着順ではありません)。

※市外の保育園などを希望する場合は、困子ども課で手続をしてください(土・日曜日、祝日を除く)。

※園によって、方針や取組はさまざまです。必ず事前に、希望する園をお子さんと一緒に訪問してください。

申込書類

8月26日(木)から各施設(次ページの表を参照)または困子ども課・困住民福祉課で配布します。

認定こども園を希望する場合は、申込書類のほか、別途入園願書などが必要になる場合がありますので、あらかじめ各施設へご確認ください。